

大学院特別講義シリーズ

化学物質の自律的管理における がん原性物質の取り扱い —法令・ガイドライン—

2025年1月28日（火）

産業医科大学

高年齢労働者産業保健研究センター

吉見 友弘

本日の内容

- 1 労働安全衛生法令における化学物質管理体系（概要）
- 2 特定化学物質障害予防規則における「特別管理物質」
- 3 労働安全衛生規則における「がん原性物質」

1 労働安全衛生法令における 化学物質管理体系（概要）

労働安全衛生法令における化学物質規制の歴史

- 労働災害・業務上疾病が発生した化学物質に対する個別規制（労働安全衛生法制定前～）



- 化学物質のリスク評価結果を踏まえた個別規制（2000年代半ば～）



- 新たな化学物質規制による包括的な管理

労働現場における化学物質に起因するがんの発生事案

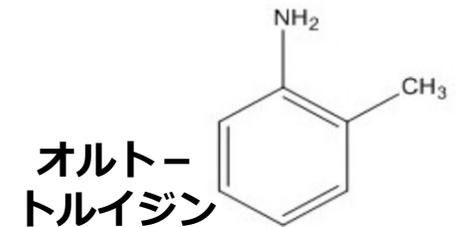
(比較的最近のもの)

●胆管がん事案 (2012.5発表)

- ・大阪府の印刷事業場の労働者3名から胆管がんの労災請求。その後、胆管がん発症者は約20名に。
- ・それまで胆管がんは国際的にも職業がんであるとの認識はなく、本件を契機に1,2-ジクロロプロパンの発がん性が明らかに(2013.10に特定化学物質に追加)。
- ・本件を契機に、全国で多くの事業場で胆管がんの労災認定。

●膀胱がん事案(オルト-トルイジン) (2015.12発表)

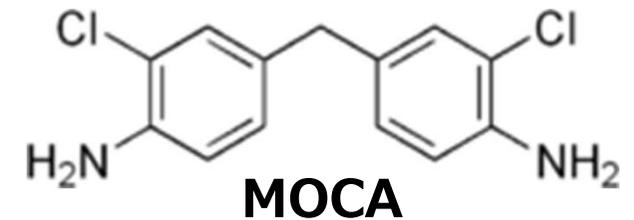
- ・染料・顔料の中間体を製造する福井県の化学工場では労働者6名が膀胱がんを発症(その後も発症者増加)。
- ・発症者が長期間・高濃度でばく露したと推定されるオルト-トルイジンが国際がん研究機関(IARC)で「ヒトに対して発がん性がある」とされたのは2012年になってから。
- ・オルト-トルイジンは本件を契機に2017.1に特定化学物質に追加。



※上記は厚生労働省からの発表年月。

●膀胱がん事案（MOCA）（2016.9発表）

- ・ 化学工場で労働者1名・退職者6名に膀胱がん発症が判明（その後も他の発症者を確認）。
- ・ うち5名が取り扱っていた3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA)は、IARCで「ヒトに対して発がん性がある」とされたのは2010年になってから。
- ・ MOCAが1975年に特定化学物質に追加された際は、膀胱がんではなく、動物実験結果から肺がんが懸念されたため（膀胱がんの健診項目追加は2017.4）。
- ・ **発症者がMOCAに長期間・高濃度でばく露したのは、MOCAの特定化学物質への追加前を含む相当期間前。発症は、一時期に集中することなく、退職後の発症者もいた。**
- ・ オルト-トルイジンの膀胱がん発症事案を受けた全国的な調査で、本事業場が過去まで遡って確認した結果、判明。



これまでの化学物質規制（個別具体的な規制）の課題

- 国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、特化則・有機則等で個別具体的に規制
 - **規制に至るまでに時間を要する**
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、個別具体的な規制対象物質以外の物質により発生
 - **個別具体的な規制だけでは十分にカバーできていない**
- これまで使っていた物質が規制対象に追加されると、規制を忌避して危険性・有害性の確認・評価を十分にせず、規制対象外の物質に変更し、対策不十分により労働災害が発生
 - **規制とのいたちごっこ**
- がん等の遅発性疾病は、ばく露してから発症までの期間が長い
 - **業務上疾病として把握しづらい**

労働安全衛生法令における化学物質管理体系 (新たな化学物質規制=いわゆる「自律的管理」)

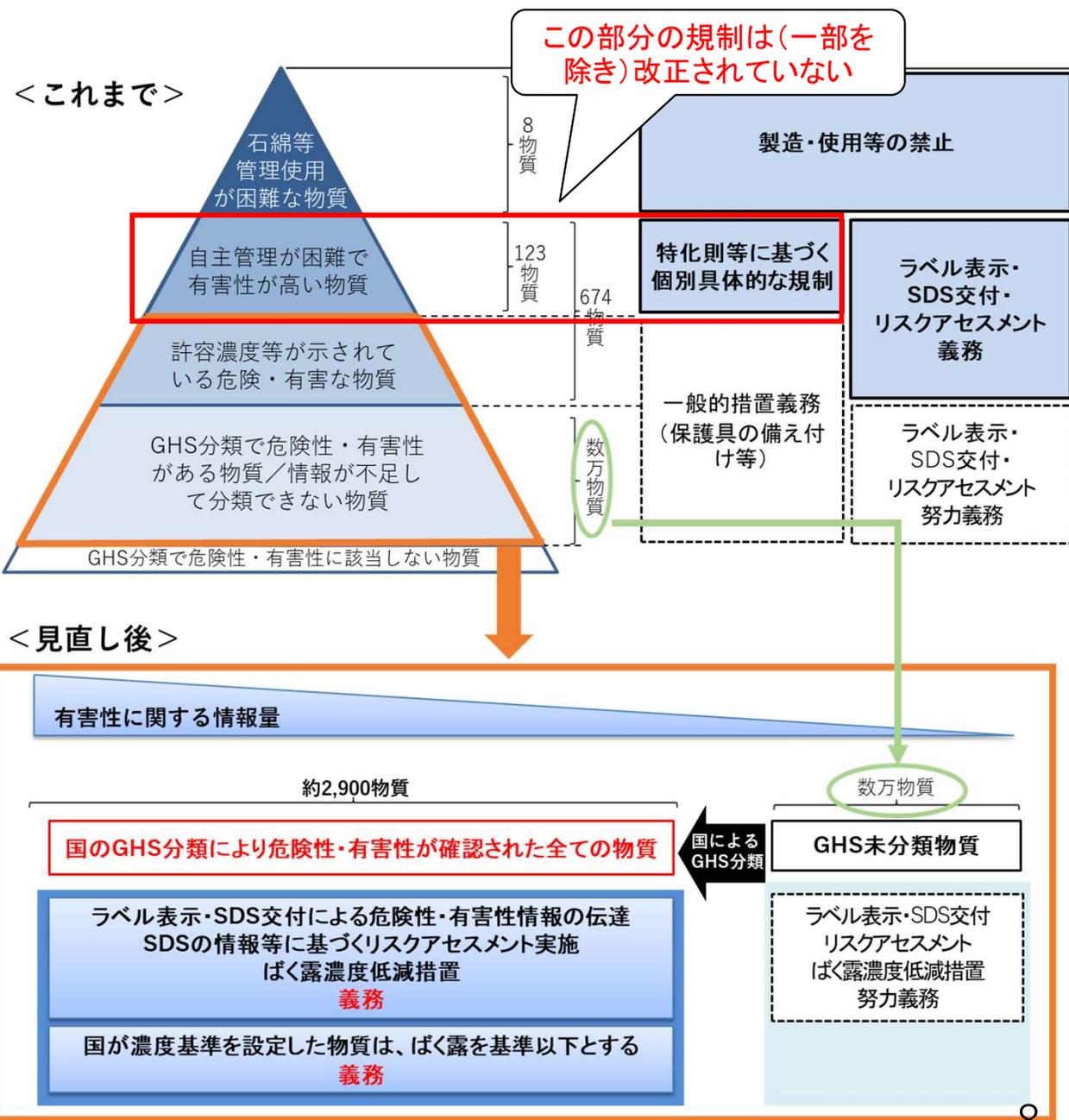
(限られた数の) **特定の化学物質**に対して
(特別則で) **個別具体的な規制**を行う方式

特別則で**未規制の物質**を主眼として

R6.4までに順次施行

危険性・有害性が確認された**全ての物質を**
対象として、以下を事業者に求める。

- **ばく露を最小限**とする (危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務)
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露の程度を濃度基準以下にする**
- これらを達成するための手段については、リスクアセスメントの結果等に基づき、**事業者が適切に選択**する



GHSとは

● 定義

国際的に調和された分類・表示方法により化学品の危険有害性情報を提供するシステム

- ✓ The **G**lobally **H**armonized **S**ystem of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の分類および表示に関する世界調和システム)



● 目的

化学物質及び混合物に固有な危険有害性を特定し、その危険有害性に関する情報を取り扱う全ての人々に伝え、人の安全・健康及び環境の保護を行うこと



化学物質の危険有害性の情報伝達（ラベル・SDS）①

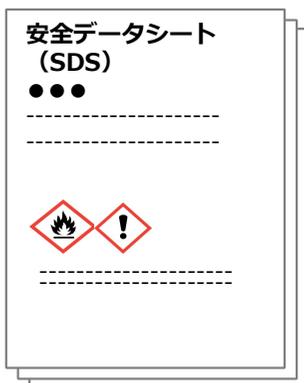
ラベル・SDSは、関係法令及び国連GHS改訂6版に準拠したJIS Z 7252/7253による。

ラベルの表示



(製品の特定名)	△△△製品	○○○○	(絵表示)	
(注意喚起語)	危険			
(危険有害性情報)	・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有毒 ……			
(注意書き)	・火気厳禁 ・防毒マスクを使用する ……			

SDS（安全データシート）



JIS Z7253によるSDSの項目

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 化学品および会社情報 | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約（GHS分類） | 10 安定性および反応性 |
| 3 組成および成分情報 | 11 有害性情報 |
| 4 応急措置 | 12 環境影響情報 |
| 5 火災時の措置 | 13 廃棄上の注意 |
| 6 漏出時の措置 | 14 輸送上の注意 |
| 7 取扱いおよび保管上の注意 | 15 適用法令 |
| 8 ばく露防止および保護措置 | 16 その他の情報 |

化学物質の危険有害性の情報伝達（ラベル・SDS）②

GHS絵表示と対象となる危険有害性

※環境有害性は安衛法による規制の対象外

					
爆弾の爆発	炎			円上の炎 ガスボンベ	
<ul style="list-style-type: none"> ● 爆発物 ● 自己反応性化学品 ● 有機過酸化物 	<ul style="list-style-type: none"> ● 可燃性ガス ● エアゾール ● 引火性液体 ● 可燃性固体 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己反応性化学品 ● 自然発火性液体 ● 自然発火性固体 ● 自己発熱性化学品 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水反応可燃性化学品 ● 有機過酸化物 ● 鈍性化爆発物 	<ul style="list-style-type: none"> ● 酸化性ガス ● 酸化性液体 ● 酸化性固体 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高圧ガス
					
腐食性	どくろ	健康有害性	感嘆符	環境 ※	
<ul style="list-style-type: none"> ● 金属腐食性化学品 ● 皮膚腐食性／刺激性 ● 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 急性毒性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 呼吸器感作性 ● 生殖細胞変異原性 ● 発がん性 ● 生殖毒性 ● 特定標的臓器毒性（単回ばく露） ● 特定標的臓器毒性（反復ばく露） ● 誤えん有害性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 急性毒性 ● 皮膚腐食性／刺激性 ● 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 ● 皮膚感作性 ● 特定標的臓器毒性（単回ばく露） ● オゾン層への有害性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水生環境有害性、短期（急性） ● 水生環境有害性、長期（慢性） 	

事業者や労働者
ラベルを見て
危険有害性に気づく



事業者は

労働者は

SDSを確認
なければ供給元に交付を求める

絵表示で危険有害性を確認

+

+

危険有害性に応じた
リスクアセスメントを行う

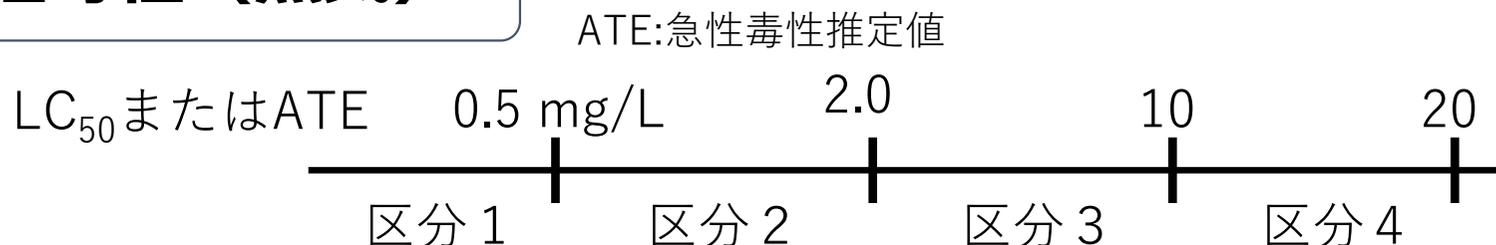
リスクアセスメントの
結果をみて対策を行う

GHS分類による区分の意味

有害性の強さで区分しているものと
有害性があることの確からしさで区分しているものがある

危険有害性の程度

急性毒性（蒸気）



有害性の
強さ

発がん性

人に対して 発がん性がある	人に対しておそらく 発がん性がある	人に対する発がん性 の疑いがある物質
区分 1A	区分 1B	区分 2

有害性の
確からしさ
※発がん性の
強さではない

新たな化学物質規制における改正項目

		2023(R5).4.1	2024(R6).4.1
化学物質管理体制の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加		2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	2023(R5).4.1施行	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加	2023(R5).4.1施行	
	化学物質によるがんの把握強化	2023(R5).4.1施行	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	2023(R5).4.1施行	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示		2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等		2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存	2023(R5).4.1施行	
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化		2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充		2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	2023(R5).4.1施行	
情報伝達の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化	2022(R4).5.31(公布日)施行	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	2023(R5).4.1施行	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化		2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化	2023(R5).4.1施行	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	2023(R5).4.1施行	
管理水準良好事業場の特別規則適用除外		2023(R5).4.1施行	
特殊健康診断の実施頻度の緩和		2023(R5).4.1施行	
第三管理区分事業場の措置強化			2024(R6).4.1施行

太字：がん原性物質について特に留意が必要な項目

労働安全衛生法令における「がん原性物質」

労働安全衛生法令における、発がん性物質には、主に以下のものがある。

- 特定化学物質障害予防規則第38条の4の規定による「**特別管理物質**」
←従来からある規定
- 労働安全衛生規則第577条の2の規定による「**がん原性物質**」
←新たな化学物質規制（自律的管理）で**新たに設けられた規定**

※このほか、安衛法第55条の規定による製造禁止物質の一部や安衛法第28条の規定に基づく指針で定められた物質もある。

※発がん性のある（おそれのある）物質を総称する一般名詞として「発がん性物質」「がん原性物質」を使用する場合と、労働安全衛生法令上の用語として使用する場合では、範囲が異なるので注意。

2 特定化学物質障害予防規則 における「特別管理物質」

特定化学物質障害予防規則における「特別管理物質」

特化則における化学物質の分類の類型と主な規制の適用

	発散抑制設備		作業環境測定	作業主任者の選任	特殊健康診断	飲食・喫煙の禁止等	漏えい防止措置等
	製造設備	取扱設備					
第一類物質	要許可		要	要	要	要	
第二類物質	特定第二類物質	密閉or湿潤 ※ 著しく困難な場合における局排の設置等	密閉、局排等	要	要	要	要
	オーラミン等						要
	管理第二類物質		密閉、局排等				
	特別有機溶剤	(特化則第38条の8等により有機則を準用)			要	要	要
第三類物質				要			要

有機溶剤であって、**特別管理物質**として長期的な健康管理が必要なもの

※ 上記の規制のほか、個別の物質、作業についても規定あり。
 ※ 上記分類は概略であり、一部の物質については例外あり。

特別管理物質：第一類物質(PCBを除く)、第二類物質の一部及び特別有機溶剤

発がん性等の人体に遅発性効果の健康障害を与える又は治癒が著しく困難であるとして特別の管理を必要とする物質

- ・ 記録（作業記録、健康診断結果、作業環境測定結果）の30年保存等、長期的な健康管理等を義務付け
- ・ 事業廃止時に事業者が保存している記録を監督署に提出しなければならない

(参考) 特化則の規制対象物質

製造禁止物質(令第16条)

黄りんマツチ
ベンジジン及びその塩
4-アミノジフェニル及びその塩
石綿 ※石綿分析用試料を除く
4-ニトロジフェニル及びその塩
ビス(クロロメチル)エーテル
ベータ-ナフチルアミン及びその塩
ベンゼンゴムのり

※ 試験研究のための製造等の禁止の解除
除手続について規定(第46・47条)

※ 石綿分析用試料は製造許可が必要

第一類物質

ジクロロベンジジン及びその塩
アルファ-ナフチルアミン及びその塩
塩素化ビフェニル(別名PCB)
オルト-トリジン及びその塩
ジアニシジン及びその塩
ベリリウム及びその化合物
ベンゾトリクロリド

※ **赤字**は特別管理物質

長期的健康管理が必要な物質。
作業記録の30年保存等が必要。

特定第二類物質

アクリルアミド
アクリロニトリル
エチレンイミン
エチレンオキシド
塩化ビニル
塩素
オルト-トルイジン
クロロメチルメチルエーテル
酸化プロピレン
シアン化水素
**3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメ
タン**
**ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイ
ト(別名DDVP)**
1,1-ジメチルヒドラジン
臭化メチル
トリレンジイソシアネート
ナフタレン
ニッケルカルボニル
パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
パラ-ニトロクロルベンゼン
弗化水素
ベータ-プロピオラクトン
ベンゼン
ホルムアルデヒド
沃化メチル
硫化水素
硫酸ジメチル

オーラミン等

オーラミン
マゼンタ

管理第二類物質

アルキル水銀化合物
インジウム化合物
オルト-フタロジニトリル
カドミウム及びその化合物
クロム酸及びその塩
五酸化バナジウム
コバルト及びその無機化合物
コールタール
三酸化ニアンチモン
シアン化カリウム
シアン化ナトリウム
重クロム酸及びその塩
水銀及びその無機化合物
ニッケル化合物
ニトログリコール
砒素及びその化合物
ペンタクロルフエノール(別名PCP)及びそ
のナトリウム塩
マンガン及びその化合物
溶接ヒューム
リフラクトリーセラミックファイバー

特別有機溶剤

エチルベンゼン
クロロホルム
四塩化炭素
1,4-ジオキサン
1,2-ジクロロエタン
1,2-ジクロロプロパン
ジクロロメタン
スチレン
1,1,2,2-テトラクロロエタン
テトラクロロエチレン
トリクロロエチレン
メチルイソブチルケトン

第三類物質

アンモニア
一酸化炭素
塩化水素
硝酸
二酸化硫黄
フェノール
ホスゲン
硫酸

その他

アクロレイン
硫化ナトリウム
1,3-ブタジエン
1,4-ジクロロ-2-ブテン
硫酸ジエチル
1,3-プロパンスルトン

※ アクロレイン、硫化ナトリウムに
ついてはそれぞれ排ガス(第10
条)、廃液処理(第11条)のみを規
定

※ 上記以外のその他の物質につ
いては特別規定(第38条の17~
第38条の19)において規定

(参考) 「**特別管理物質**」の定義を規定した条文

○特定化学物質障害予防規則

(作業の記録)

第三十八条の四 事業者は、**第一類物質**（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物（以下「**特別管理物質**」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。）において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存するものとする。

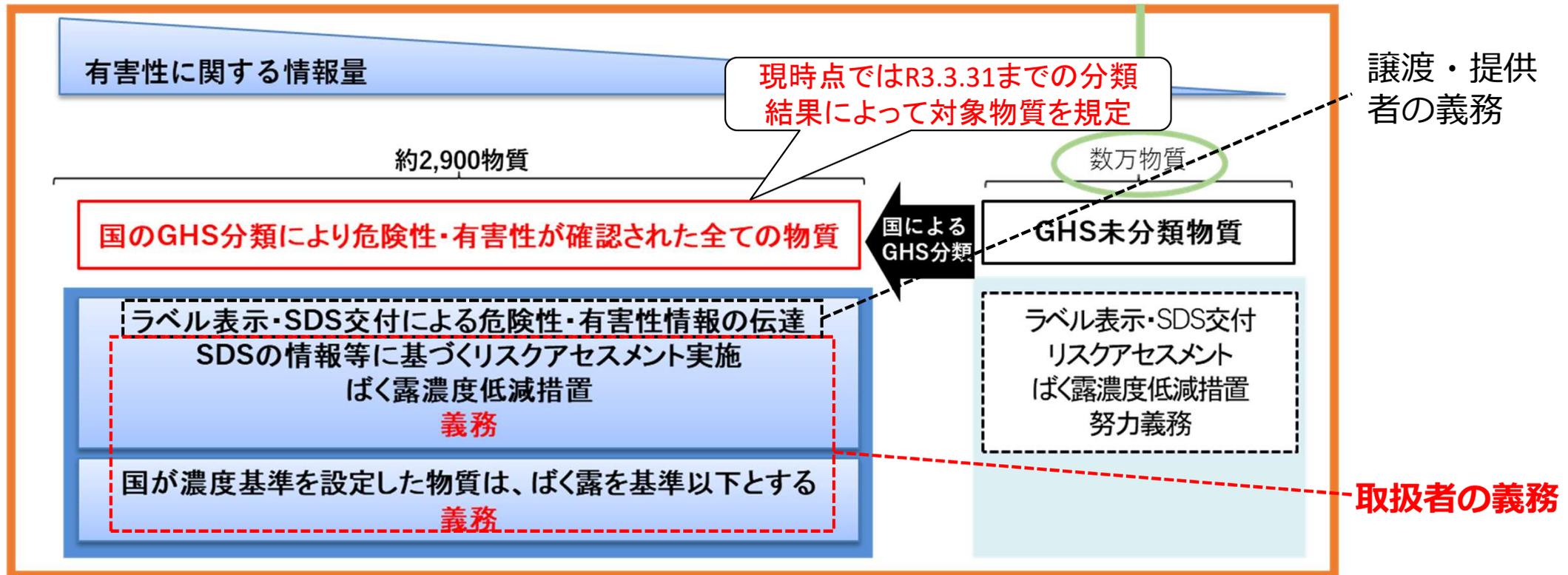
- 一 労働者の氏名
- 二 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- 三 特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

○昭和50年10月1日付け基発第573号（厚生労働省労働基準局長通達）

「**特別管理物質**」は、人体に対する発がん性が疫学調査の結果明らかとなった物、動物実験の結果発がんの認められたことが学会等で報告された物等人体に遅発性効果の健康障害を与える、又は治ゆが著しく困難であるという有害性に着目し、特別の管理を必要とするものを定めたものであること。

3 労働安全衛生規則における 「がん原性物質」

自律的管理における化学物質の取り扱い



危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、以下を事業者に求める。

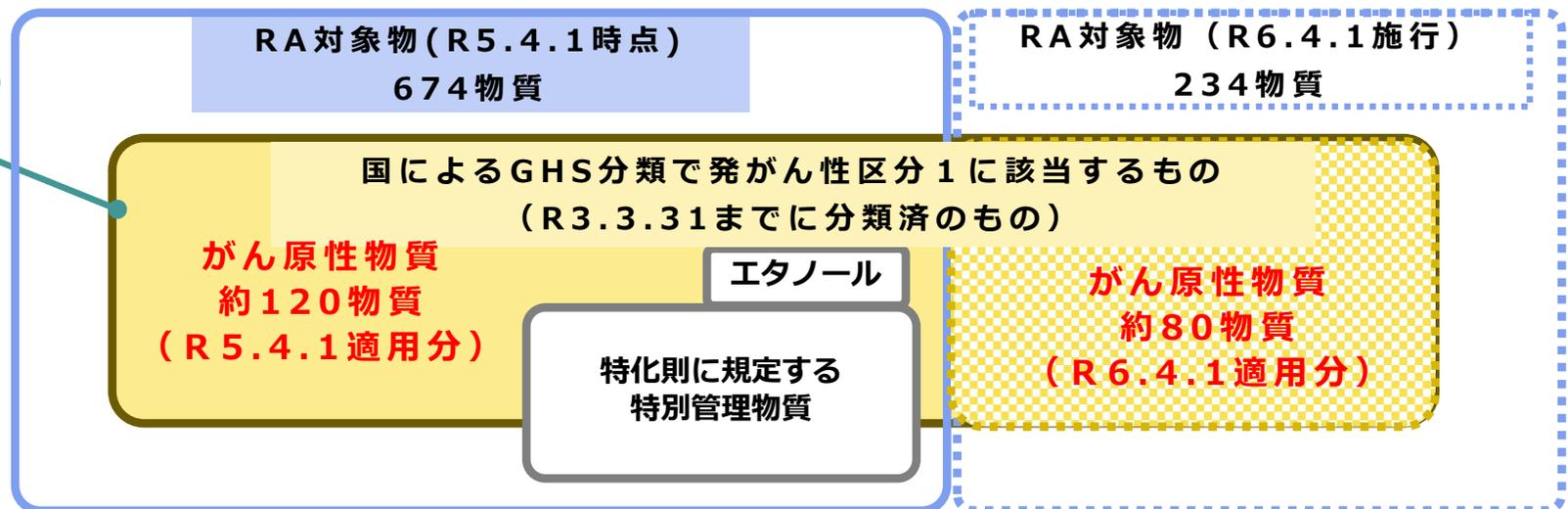
- ばく露を最小限とする（危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務）
- 国が定める濃度基準がある物質は、ばく露の程度を濃度基準以下にする
- これらを達成するための手段については、リスクアセスメントの結果等に基づき、事業者が適切に選択する

安衛則の規定による「がん原性物質」の範囲

がん原性物質：対象物質は告示で規定（労働安全衛生規則第577条の2第5項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの）。

リスクアセスメント対象物（安衛法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている物質。以下「RA対象物」）のうち、**国によるGHS分類で発がん性区分1(1A, 1B)に該当するもの**（エタノール及び特別管理物質を除く）。当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

がん原性物質の
範囲



- ※ エタノール：国によるGHS分類で発がん性区分1Aだが、これはアルコール飲料として経口摂取した場合の健康有害性に基づくものであることを踏まえ、業務として大量のエタノールを経口摂取することは通常想定されないこと、疫学調査の文献からは業務起因性が不明であることから、除外。
- ※ 特別管理物質：特化則で作業記録等の30年間保存義務がすでに規定されており、二重規制を避けるため除外。

－ばく露を最小限度にすること

－ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存

1 労働者がRA対象物にばく露される濃度の低減措置

① 労働者がRA対象物にばく露される程度を、以下の方法等により最小限度にしなければならぬ。

- i 代替物等の使用
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
- iii 作業の方法の改善
- iv 有効な呼吸用保護具の使用

② RA対象物のうち濃度基準値設定物質は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を濃度基準値以下としなければならぬ。

2 措置の内容・労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

1に基づく措置の内容・労働者のばく露の状況について労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間（**がん原性物質については30年間**）保存しなければならぬ。

濃度基準値

RA対象物のうち濃度基準値設定物質は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を濃度基準値以下としなければならない。

→ **対象物質と濃度基準値**は告示で規定（労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準）。

（濃度基準値の設定状況）

告示年月日	設定物質数（累計）	施行日
令和5年4月27日	67（67）	令和6年4月1日
令和6年5月8日	112（179）	令和7年10月1日

➤ 留意事項

発がん性が明確な物質については、発がんが確率的影響であることから、長期的な健康影響が発生しない**安全な閾値である濃度基準値の設定が困難**であるため、**濃度基準値は設定しない***が、危険性又は有害性の低い物質への代替、工学的対策、管理的対策、有効な保護具の使用等により、これらの物質に**ばく露される程度を最小限度**としなければならない。

*発がん性を理由に濃度基準値を設定しない物質は、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」の別表1、別表2にその旨明記。

3 リスクアセスメント対象物健康診断の実施・記録作成等

- RA対象物の製造・取扱い業務に常時従事する労働者に対し、リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師が必要と認める項目について健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。
 - 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければならない。
 - 健康診断を実施した場合は、記録を作成し、5年間（**がん原性物質に係る健康診断については30年間**）保存しなければならない。
- 健康診断の趣旨・目的、基本的な考え方、留意事項（実施の要否の判断や実施頻度・時期、検査項目等）は、**リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン**を参照。

－がん原性物質の作業記録の保存

－化学物質によるがんの把握強化

4 がん原性物質の作業記録の保存

RA対象物のうち、**がん原性物質**の製造・取扱い業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録をし、**30年間保存**しなければならない。

5 がん等の遅発性疾病の把握の強化

化学物質を製造・取り扱う同一事業場において、1年に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該がんへの罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴き、医師が当該罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、当該労働者の従事業務の内容等について、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

(参考) **化学物質の自律的管理の中心**となる条文 かつ「**がん原性物質**」の定義を規定した条文

○労働安全衛生規則

(ばく露の程度の低減等)

第五百七十七条の二 事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において、リスクアセスメントの結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。

2 事業者は、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならない。

3 事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、法第六十六条の規定による健康診断のほか、リスクアセスメント対象物に係るリスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。

4 事業者は、第二項の業務に従事する労働者が、同項の厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときは、速やかに、当該労働者に対し、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。

第五百七十七条の二（続き）

- 5 事業者は、前二項の健康診断（以下この条において「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）を行つたときは、リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき、リスクアセスメント対象物健康診断個人票（様式第二十四号の二）を作成し、これを五年間（リスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物が**がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの**（以下「**がん原性物質**」という。）である場合は、三十年間）保存しなければならない。
- 6 事業者は、リスクアセスメント対象物健康診断の結果（リスクアセスメント対象物健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、次に定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。
 - 一 リスクアセスメント対象物健康診断が行われた日から三月以内に行うこと。
 - 二 聴取した医師又は歯科医師の意見をリスクアセスメント対象物健康診断個人票に記載すること。
- 7 事業者は、医師又は歯科医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。
- 8 事業者は、第六項の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、衛生委員会又は安全衛生委員会への当該医師又は歯科医師の意見の報告その他の適切な措置を講じなければならない。
- 9 事業者は、リスクアセスメント対象物健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、リスクアセスメント対象物健康診断の結果を通知しなければならない。
- 10 事業者は、第一項、第二項及び第八項の規定により講じた措置について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けなければならない。

第五百七十七条の二（続き）

- 1 1 事業者は、次に掲げる事項（第三号については、**がん原性物質**を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に限る。）について、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、記録を作成し、当該記録を三年間（第二号（リスクアセスメント対象物が**がん原性物質**である場合に限る。）及び第三号については、三十年間）保存するとともに、第一号及び第四号の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。
 - 一 第一項、第二項及び第八項の規定により講じた措置の状況
 - 二 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況
 - 三 労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
 - 四 前項の規定による関係労働者の意見の聴取状況
- 1 2 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
 - 一 当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
 - 二 書面を、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。
 - 三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

安衛則の規定による「がん原性物質」の判断方法

➤ SDSを確認

SDSの「2.有害性の要約」「15.適用法令」を確認する。

ただし、**以下に注意が必要**。

- ・法令でがん原性物質に指定されてから各事業者がSDSを改訂するまでタイムラグがある。
- ・SDSに記載されたGHS分類は、事業者が持つ有害性情報による製品ごとの分類であり、国の分類結果と異なる場合がある。
- ・職場のあんぜんサイトに掲載されたモデルSDSも参考になる（これもタイムラグあり）。

➤ 職場のあんぜんサイトや厚生労働省HPに掲載された「がん原性物質」の一覧を確認

物質名やCAS登録番号で検索できる。

➤ 職場のあんぜんサイト 化学物質のページ

- ・モデルSDSの例
- ・がん原性物質のリスト

→ HPを見ながら説明



職場の安全を応援する情報発信サイト/

職場のあんぜんサイト

▶ HOME ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ 検索

労働災害統計

労働災害事例

各種教材・ツール

化学物質

ホーム > 化学物質



= 化学物質 =



更新履歴

- 2024年10月23日 「がん原性物質」を公開しました。
- 2024年10月23日 「皮膚等障害化学物質」を公開しました。
- 2024年10月1日 「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報（68物質追加・104物質更新）」を掲載しました。

化学物質情報の更新情報

詳しくはこちら >

新規化学物質関連手続きの方法

詳しくはこちら >

安衛法名称公表化学物質等

安衛法に基づいて公表された化学物質を検索できます。

詳しくはこちら >

GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報

GHSおよび安衛法第57条の2に基づく通知対象物質及び通知対象物質のモデルSDS情報を紹介します。

詳しくはこちら >

ご清聴ありがとうございました